

## 新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0628第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

### ■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0628第1号」 適用日 平成25年7月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
リポ蛋白分画 〔HPLC法〕	130点	生化学的 検査(Ⅰ) 144点	「D007」 血液化学検査 の33	リポ蛋白分画 (HPLC法) は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) の所定点数に準じて算定する。
I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PI NP)	170点	生化学的 検査(Ⅱ) 144点	「D008」 内分泌学的検査 の18	「18」の骨型アルカリフォスファターゼ (BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactPI NP)、区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム (PAG電気泳動法) 及び <u>I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PI NP)</u> のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 <u>I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PI NP)</u> は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (IntactPI NP) の所定点数に準じて算定する。
肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)	210点	免疫学的検査 144点	「D012」 感染症免疫学的 検査の27	肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液) は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性(尿) の所定点数に準じて算定する。
単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)	210点	免疫学的検査 144点	「D012」 感染症免疫学的 検査の27	単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器) は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜) の所定点数に準じて算定する。

\* 現時点では、検査を受託することができません。  
※ 裏面にも案内がございますので、ご覧ください。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。

■検査方法が追加になった項目

「保医発0628第1号」

適用日 平成25年7月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
抗デスマグレイン1抗体〔CLEIA法〕	300点	免疫学的検査 144点	「D014」 自己抗体検査 の21	ア. 「21」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ. 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「19」の抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
抗デスマグレイン3抗体〔CLEIA法〕	270点	免疫学的検査 144点	「D014」 自己抗体検査 の19	ア. 「19」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ. 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「21」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
抗BP180-NC16a抗体〔CLEIA法〕	270点	免疫学的検査 144点	「D014」 自己抗体検査 の19	「19」の抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

\* 現時点では、ELISA法にて検査を受託しています。